【資料編】



1シート・1か月分データで記載完結! 今からでも届出できます!

訪問看護ベースアップ評価料 (I)専用届出様式作成の手引き 【令和7年1月改定版】

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

届出までの流れ

この資料では、以下の順で、様式の作成について説明します。

様式のダウンロード

様式の作成

届出に関する**基本事項**を記載



直近1か月の訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回

数を記載※



「別添」シート

※次回届出からは必要に応じて「ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額」を記載

1か月当たりの賃金改善見込み額を記載



計画書シートの確認



「計画書」シート

様式の提出

訪問看護ベースアップ評価料(I)専用届出様式のダウンロード方法

届出様式は、厚生労働省や地方厚生(支)局のウェブサイトからダウンロードできます。

STEP 1

ベースアップ評価料特設ページにアクセス

厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuit e/bunya/0000188411 00053.html



STEP 2

訪問看護ベースアップの項目にジャンプ



STEP 3

評価料 I 専用届出様式をダウンロード

6. 訪問看護ベースアップ評価料の届出について

┃はじめてベースアップ評価料の届出を行う訪問看護ステーションの皆さまへ

今からでも届出でき、届出の翌月から算定できます。

- 訪問看護ベースアップ評価科 (I) の算定金額のみで賃金改善を目指すステーションも届出ができます。
- 賃金改善率の大小にかかわらず、届出ができます。

【分かりやすい説明資料(PDF形式)】

訪問看護ベースアップ評価科 従来版届出様式作成の手引き(資料編) 【NEW】 【説明動画】

○訪問看護ベースアップ評価料(I)のみを届出するステーション向け■訪問看護ベースアップ評価料(I)専用届出様式作成の手引き【NEW】

○訪問看護ベースアップ評価料(I)と(I)を届出するステーション向け ■訪問看護ベースアップ評価料 従来版届出様式作成の手引き【NEW】

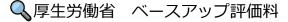
届出様式

○訪問看護ベースアップ評価科 (I) のみを届出する場合(評価科 I専用届出様式)

X 訪問看護ベースアップ評価科 (I) 専用届出様式 (Excel形式) [185KB] ② [NEW]

X 訪問看護ベースアップ評価料届出様式(Excel形式) [185

[UPDATED]







訪問看護ベースアップ評価料(I)専用届出様式のシート構成

訪問看護ベースアップ評価料(I)専用届出様式のExcelファイルには「別添」「計画書」の2つのシートがあります

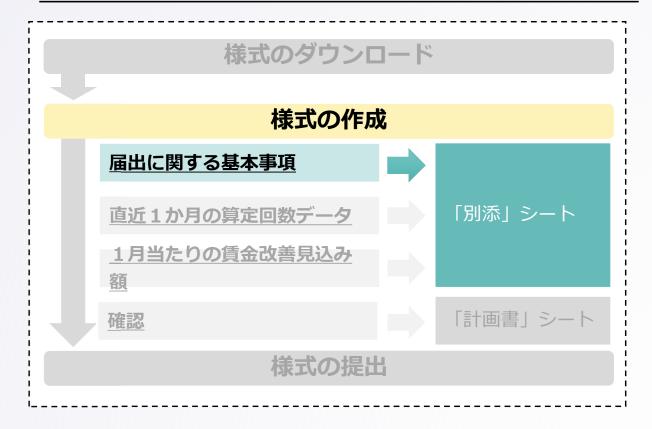
יוניני ו						
別添						別添 1
			受理番号	(訪べ I 1)	号	(訪問看護ステーシ
受付年	月日 年	月	日 決定年月日	年	月 日	訪問看 訪問看
	訪問看護ベースア	ップ評価料(I)の施設基準に係	る届出書添付書	類	4. A 3. * c) # 40.00 T 2*
いまにつ	いて確認の上、夕を記	載 オスニレ				I. 賃金改善実施期間及びベー① 賃金改善実施期間
•	いて唯認の工、 と を記! 手名月において、前年!		7. 80 2月1十六日(二つ)、アー	別送った トル 「倭	今 沙美宝结起生	令和 年 月
	ま 中 の方にあいて、前子。 計を作成し、報告するこ			ががとにより、「貝	並以告天禎秋日	② ベースアップ評価料算定期間
_	する基本事項	C (C) (, C () ±	.n+0&0/C.			令和 年 月
,	メンダイチ 切 「ステーションに関する情	善去品				※ 「②ベースアップ評価料算定期間」
	ステーションに関する ステーションコード(7枚				1	※ ベースアップとは、基本給又は決ま 等」という)をいい、定期昇給は含:
	<u>ステーションコード(/州</u> ステーション名	17			-	#3 CV-97 ZV-VC ZEMIFFIELSE
0)1918 03	都道府県					Ⅱ-1.ベースアップ評価料に
所在地	住所				1	③ 算定金額の見込み ④ 翌年度への繰越予定額
開設者名	12.77					⑤ 前年度からの繰越額(令和7年
用政省名	担当者氏名			-		⑥ 算定金額の見込み (繰越額調整
連絡先	超34以4			-		Ⅱ-2.全体の賃金改善の見込
, L						② 全体の賃金改善の見込み額
2 届出を行		¬ ¬ . →==/=+/	1/1)			⑧ うち、ベースアップ評価料
, , ,	▽訪問看護べー		*(1)			Ⅲ. 対象職員(全体)の基本給
3 届出年月日 令和 年 月			<u> </u>			③ 基本給等に係る賃金改善の見込
◎算定に関						
	ッブ評価料算定期間 リ添け画書 +	● 届出(こ関する基本事	項		本計画書の記載内容に虚偽が無いていることを誓約します。
		● 算定(こ関する事項			令和 年 月
		賃金	改善に関する事	項		【記載上の注意 別派 計画書
		を記載し	/ます			

「団添」シート

「計画書」シート

別添 1
(訪問看護ステーション) 賃金改善計画書(令和 年度分)
訪問看護ステーションコード(7桁)
訪問看護ステーション名
MIN46677 7370
, 任人水类内长4080.7.7 。 3.9. 3.2.7.1.4.7.1.180
I. 賃金改善実施期間及びペースアップ評価料算定期間
D 賃金改善実施期間
令和 年 月 ~ 令和 年 月 / ヶ月
②_ベースアップ評価料算定期間
令和 年 月 ~ 令和 年 月 ヶ月
※ 「②ベースアップ評価料資定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア
等」という)をいい、定期昇給は含まない。
43 CV-97 ZVWV ZENIMILIO BASOVO
11. 4. 6. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7.
Ⅱ -1.ペースアップ評価料による算定金額の見込み
③ 算定金額の見込み UTH
④ 翌年度への繰越予定額① 円
⑤ 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載) ⑥ 円
⑤ 算定金額の見込み(繰越額調整後)(③-④+⑤) □ 円
Ⅱ-2.全体の賃金改善の見込み額
② 全体の賃金改善の見込み額 ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ
⑧ うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み(®の再掲) □円
Ⅲ.対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項
② 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1か月分)
9 중구에 다 II M 이 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기
本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管し
それ 回音が 記載的 告に返摘が無いことを証明するととのに、記載的者を証明する質析を過剰に保旨していることを誓約します。
(** & C C C C C C C C C C C C C C C C C C
令和 年 月 日 開設者名:
Figure 1. Long 1.5 and 1.
▶ № ₺■ 「別添」シートの記載情報が転記されるため、
 記載の必要なし!
□−サスヘンプ∀゚な∪:

「別添」シート ◎届出に関する基本事項



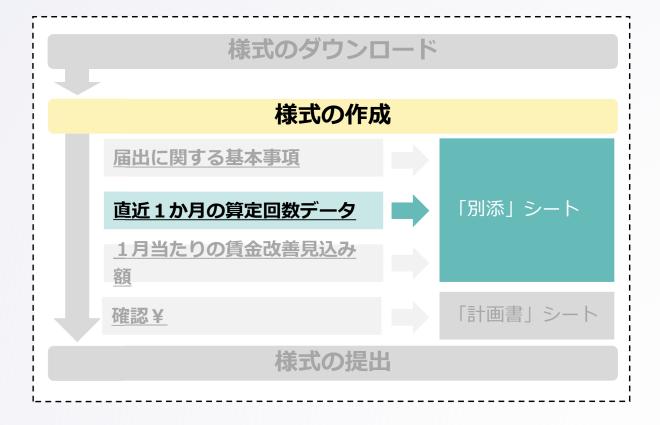




届出に関する基本事項の入力

引》	忝					オレン	ジ色の欄が記載が必要な項目です。	
				受理番号	(訪べ I 1)	号		
	受付年月	日 年 月	В	決定年月日	年	月 日		
訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類								
以下について確認の主、②を記載すること。 でください 毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、別添2により、「賃金改善実績報告								
						又 善 実績報告		
書」を作成し、報告することについて、理解しました。 #角数字7桁で記入してください 例: 0123456 ※小数点やカンマなどの記号は含めないでください ステーション名を記載してください				欄外に表示されるメールアドレ スが、届出様式提出先のメール				
1 訪問看護ステーション(こ関する情報 訪問看護ステーションコード(7桁)訪問看護ステーション名			0123456		全角文字で記載して ください	アドレスです		
						× ●●ステーション ○ ●●ステーショ ン ステーションが所在 する都道府県を選択	様式提出先のメールアドレス↓	
	都道府県		東京都		baseup-hvoukarvou13@mhlw.go.jp			
Ph ⁷	所在地	住所	千代田区霞が	関X-X-X	り つ都辺府県で選択 してください(右の 個外に届出様式提出			
	開設者名		00 00			先のメールアドレス が表示されます)		
連絡先	連絡先	担当者氏名	•• ••			ステーションの所在		
32.703.0		電話番号	03->>>>	<		地の住所を記載して ください		
2 届出を行う評価料								
☑ 訪問看護ベースアップ評価料(I) 選択してください 3 届出年月日 令和 <mark>7 年 3 月 10 日</mark>								

「別添」シート ◎算定に関する事項







算定に関する事項の入力 ベースアップ評価料算定期間 <u>訪問看護管理療養費(月の初日の訪</u>問の場合)の算定回数

- 直近1か月間の **訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数**を記載します。
- これにより、ベースアップ評価料の算定によって得られる1か月当たりの収入の見込みが分かります。

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

◎算定に関する事項

- 4 ベースアップ評価料算定期間
 - ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月令和 7 年 4 月
 - ② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月(原則として3月)

令和 8 年 3 月

30 回

0円

23,400 円

- ※ 届出をした日の翌月1日(月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日)から算定可能。
- 5 訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込み ※記載上の注意1参照
 - ③ 直近1か月間の訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数
 - ④ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額
 - ※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。
 - ⑤ 1か月当たりの訪問看護ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み (④の1か月当たりの金額を含む)

ベースアップ評価料は、**届出をした日の翌月 1日から算定可能**です。ただし、月の最初の 開庁日、つまり月の最初の平日、に届出した 場合は、その月の1日から算定可能です。

直近1か月間の算定回数が通常の月の状況と 大きく異なる場合には、直近3か月間平均の 算定回数など、他の合理的な方法による計算 値を記載しても構いません。

初回届出時は「0」と記載します

ベースアップ評価料の算定によって得られる 1か月当たりの算定金額(収入)の見込み

(前年度からの繰越があれば、その分も含みます)

「別添」シート ◎賃金改善に関する事項

様式のがウンロード
様式の作成

届出に関する基本事項

直近1か月の算定回数データ
1月当たりの賃金改善見込み
額

確認

「計画書」シート

様式の提出

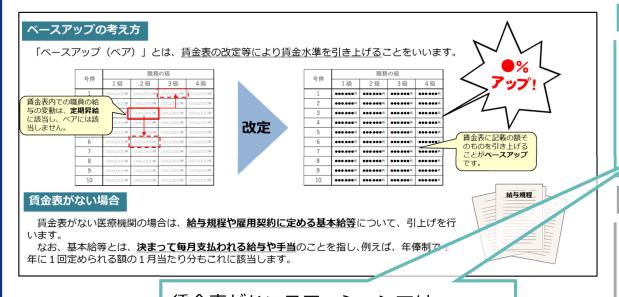
3



【参考①】ベースアップとは

ベースアップ(ベア)

- ・ベースアップ(ベア)は賃金表の改定等による賃金水準を引き上げることをいいますが、 ベースアップ評価料では、毎月支払われる手当の増額による賃金の引上げも「ベア等」に含めることができます。
- 動続年数の増加や、昇進のために賃金を引き上げた分は、「ベア等」には含まれません。また、一時的に支払われる手当の増加も、「ベア等」には含まれません。



賃金表がないステーションでは、 「ベースアップ評価料手当」を新設し、 毎月決まった額を従来の基本給に上乗 せして支給することも可能です。

ベア等に含めることができるもの(例)

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設

これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手 当、事業主負担の増額分も含まれます。

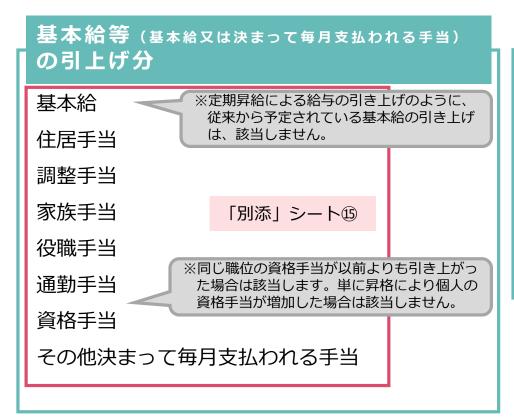
ベア等に含めることができないもの(例)

- ・ 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上 げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象 外です

【参考②】ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるもの

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です



「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベース アップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本 給に上乗せして支給することも可能です ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの(例)

- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

【参考③】ベースアップ評価料の対象職種

賃金改善の対象職種

ベースアップ評価料の対象は、主として医療に従事する職員(専ら管理者の業務に従事する者を除く。)であり、以下に示すとおりです。<u>専ら事務作業(看護補助者等が医療を専門とする</u>職員の補助として行う事務作業を除く)を行うものは含まれません。

薬剤師保健師

助産師

看護師

准看護師

看護補助者

理学療法士

作業療法士

視能訓練士

言語聴覚士

義肢装具士

歯科衛生士

歯科技工士

歯科業務補助者

診療放射線技師

診療エックス線技師

臨床検査技師

衛生検査技師

臨床工学技士

管理栄養士

栄養士

精神保健福祉士

社会福祉士

介護福祉士

保育士

救急救命十

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師

柔道整復師

公認心理師

診療情報管理士

医師事務作業補助者

その他医療に従事する職員

(医師及び歯科医師を除く。)

【参考④】ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

賃金改善実施期間の考え方

- 「別添」シートの「⑥届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は、「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」と同じ月もしくはそれより前の月に設定してください。ベースアップ評価料算定期間中は、常にベア等による賃金改善を実施する必要があります。
- 届出様式は毎年度作成が必要ですので、賃金改善実施期間は年度内の範囲で設定してください。(「⑦届出に係る年度において賃金改善を終了する月」は、原則として年度末の3月と ご記入ください。)

ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

- ベースアップ評価料による算定金額(=収入)は全額を対象職員のベア等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充当する必要があります。
- すなわち、「対象職員(全体)の賃金改善見込み額」≥「算定金額の見込み」とする必要があります。

例外

- 対象職員の基本給等を一定割合以上引き上げた場合※には、事務職員等の当該訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金の改善も、ベースアップ評価料を用いた賃金改善の実績に含めて計算することができます。
 - ※令和6年度は令和5年度と比較して2.5%以上引き上げた場合、令和7年度は令和5年度と比較して4.5%引き上げた場合

本資料で扱う訪問看護ステーションの例

本資料では以下のようなステーションを例に記載方法を説明します。給与や賞与の仕組みはステーションによって異なるため、<u>様式を記載する際は、必ず各ステーションの給与規程や職員の雇用契約書などの内容を確認してください。</u>

ベースアップ評価料算定期間(①②関連)	令和7年4月~令和8年3月
賃金改善実施期間(⑥⑦関連)	令和7年4月~令和8年3月
対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改 善見込み額(⑧関連)	対象職員10人の基本給等を月1,500円ずつ増額 ⇒15,000円
賞与の増加見込み額(⑨関連)	基本給等の3か月分を6月・12月の2回に分けて支給 ⇒1か月分の基本給等が15,000円増えると、1年で45,000円、 月割りで3,750円増加
時間外手当等の増加見込み額(⑨関連)	対象職員全員への時間外手当支給額は、基本給等の1/10程度。(月や職員によって異なるため、昨年度実績の平均で概算) ⇒1か月分の基本給等が15,000円増えると月で約1,500円増加

賃金改善に関する事項の入力 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

- 対象職員の1か月当たりの賃金改善見込み額を記載します。
- ベア等による法定福利費を含む賃金の増加額が、ベースアップ評価料算定金額を上回るように設定します。

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

◎賃金改善に関する事項

- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」 という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意2参照。
- 6 賃金改善実施期間
 - ⑥ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

令和 7 年 4 月 令和 8 年 3 月

- ⑦ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月)
- ※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑥届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

- 7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額
 - ⑧ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額
 - ⑨ ⑧に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の日安

15,000 円 5,250 円 23,591 円

ベア等による法定福利費を含む賃金の増加額の目安が計算されます。

この金額がベースアップ評価料におけるベア等の実績額の見込みとなるため、この金額が②の金額より大きくなるようにしてください。

「⑥届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は、「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」と同じ月又はそれより前の月としてください。

「⑦届出に係る年度において賃金改善を終了する月」は原則として3月としてください。

基本給又は決まって毎月支払われる手当の引 上げ見込み額(対象職員全員分を合算したも の)を記載してください。

以下の合計を記載します。

【賞与】年度内の賞与の増加分を賃金改善実施期間の月数で割った金額(賞与が基本給等と連動していない場合は0円)

【時間外手当等】昨年度の時間外労働実績などを用いた概算値

「計画書」シート

4



賃金改善計画書(「計画書」シート)の確認

計画

書シートは記載不要です	o	
	別添 1 (訪問看護ステーション)賃金改善計画書(令和 7 年度分)	
		3456 ステーション
	I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価科算定期間 ① 賃金改善実施期間 ② ベースアップ評価料算定期間 ② ベースアップ評価料算定期間 ② ペースアップ評価料算定期間 ② ペースアップ評価料算定期間 ③ 令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月 12 ヶ月 ※ 「②ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ等」という)をいい、定期昇給は含まない。 II − 1 ・ ベースアップ評価料による算定金額の見込み	似下、「ペア
	③ 算定金額の見込み	280,800円
	④ 翌年度への繰越予定額	0 円
	⑤ 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0 円
	⑤ 算定金額の見込み(繰越額調整後)(③-④+⑤)Ⅱ-2.全体の賃金改善の見込み額	280,800円
	② 全体の賃金改善の見込み額	283,095 円
	⑧ うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み(⑥の再掲)	280,800円
	Ⅲ.対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)	
	③ 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1か月分)	15,000円
	本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資でいることを誓約します。	料を適切に保管し
	令和 7 年 3 月 10 日 開設者名: ○○ ○○	

【記載上の注意】 別添計画書

ベースアップ評価料算定金額の見込みの方が賃金改善見込み額より大きい場合

「計画書」シートの「③算定金額の見込み」の欄には、「別添」シートの「ベースアップ評価 料算定期間の月数し×「1か月当たりの訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)による算定金額の見 込み!の計算値が表示されます。

また「計画書」シートの「⑦全体の賃金改善の見込み額」には、「別添」シートの「賃金改善 実施期間の月数し×「(参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安しの計 算値が表示されます。

もし、③が⑦より大きい場合には、下のように差額が「④翌年度への繰越予定額」に計算され ます。

④ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

0円

- ※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。
- ⑤ 1か月当たりの訪問看護ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み (④の1か月当たりの金額を含む)

23,400 円

◎賃金改善に関する事項

- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」 という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意2参照。
- 6 賃金改善実施期間
- ⑥ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

⑦ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月) 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「⑥届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始 する月」以前とすること。

- 7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額
 - ⑧ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

⑨ ⑧に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない) (参考)法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の日安

12.000 円 4,200 円 18,873 F

算定金額の見込み

23.400円×12か月

280.800円

全体の賃金改善の見込み額

18,873円×12か月

226,476円

④ 翌年度への繰越予定額

280.800円 - 226.476円

54.324円

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み

③ 算定金額の見込み	280 800 円
④ 翌年度への繰越予定額	54, 324 円
⑤ 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	0 円
⑥ 算定金額の見込み (繰越額調整後) (③-④+⑤)	226, 476 円

Ⅱ-2. 全体の賃金改善の見込み額

7	全体の賃金改善の見込み額	226, 476 円	
	⑧ うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み(⑥の再掲)	226, 476 円	1

Ⅲ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

⑨ 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1か月分) 12,000 円

「計画書」シート

「別添」シート

5

様式の提出

様式のダウンロード
様式の作成

届出に関する基本事項

直近1か月の算定回数データ
1月当たりの賃金改善見込み
額
チェック

様式の提出

ひと、くらし、みらいのために



届出様式の提出方法

電子メールでの届出のお願い

- 作成した様式は、ステーションがある地方厚生(支)局の都道府県事務所の専用メールアドレス(記載済みの評価料 I 専用様式の「別添」シートの欄外表示もしくは以下の「ベースアップ評価料特設ページ」をご覧ください)に Excel ファイルを提出することにより行ってください。メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。
- ・ 添付する Excel ファイルのファイル名に訪問看護ステーションコードを記載してください。例) 9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
- ・メール本文にも、署名等によりステーション名及び連絡先を記載してください。

オンラインセミナー資料

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて ~今考えていただきたいこと(訪問看護ステーションの場合)~ https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33 RKISnWip9-T-Q2SJZySaC1mIMAfY



診療報酬改定説明資料

令和6年度診療報酬改定の概要【賃 上げ・基本料等の引き上げ】 https://www.mhlw.go.jp/content/1240 0000/001251534.pdf



ベースアップ評価料特設ページ

ベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunva/0000188411 00053.html



補足事項

- 賃金改善実績報告書
- · 訪問看護ベースアップ評価料(I)の追加届出





賃金改善実績報告書について

ベースアップ評価料の届出を行っている訪問看護ステーションは、毎年8月に前年度の賃金改善の取組状況について報告を行う必要があります。例えば、令和7年3月にベースアップ評価料の届出を行い、令和7年4月から算定を開始した場合は、<u>令和8年</u>8月に前年度の実績報告を行います。

報告の際は、厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、報告書の様式をダウンロードしてください。(報告書の様式は令和7年4月ごろにウェブページに掲載予定です)

追加届出について

評価料 I 専用届出様式を用いて訪問看護ベースアップ評価料 (I) の届出を行った後に、訪問看護ベースアップ評価料 (II) の届出を行う場合には、従来版の様式により届出を行ってください。この場合には、新規届出の場合と同様に、賃金改善計画書を含めた必要シート全てに記載が必要です。

従来版の様式は、厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、ダウンロードしてください。